

地区薬剤師会
健康サポート薬局研修 ご担当者 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会
副会長 宮川 昌和

健康サポート薬局研修「研修修了証」期限確認のお願い

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2016 年 9 月より開始した健康サポート薬局研修においては、2020 年秋より、研修修了証の更新時期を迎えることから、当会からもお知らせをさせて頂くと共に日本薬剤師会雑誌でも毎月掲載されております。

しかしながら、研修修了証の期限が切れてしまう事例が散見されております。

つきましては、別添の会員宛文書を用いて貴地区会員へご周知いただけますようお願い申し上げます。

なお、研修修了証を更新するためには、以下の条件を満たす必要があります。

研修修了証の有効期限の 2 年前から研修修了証有効期限の 2 ヶ月前までに薬局が所在する薬剤師会が開催する「研修会 A」を受講し、更新申請を完了すること。(参考資料参照)

また、すでに期限が切れてしまっていた場合は、全ての研修(研修会 A、B、e-ラーニング)を再受講する必要がある場合がございますので、ご注意ください。

当会では例年「研修会 A・B」を数回開催しておりますが、研修会 A につきましては、地域性の高い内容であることから、地区単位でも引き続き積極的に開催をお願いしたく近日中に健康サポート薬局研修地区担当者会議を開催したいと考えております。

また、東京都薬剤師会の研修会開催日程につきましては、地区会長会、都薬雑誌、当会ホームページ等でお知らせいたしますので引き続きご留意の程、お願い致します。

(地区の開催状況につきましても都薬ホームページに随時情報をアップいたします)

※健康サポート薬局研修は、複数の団体・企業が実施していますが、すべての課程において同じ研修実施団体のものを受講する必要があります。研修修了証の更新手続きについても、研修修了証の交付を受けた研修実施団体のものを受講する必要がありますので、ご注意ください。

担当事務局：薬局業務課
TEL 03-3294-0271
FAX 03-3294-7359
E メール：gyoumu@toyaku.or.jp

令和 5 年 7 月 21 日

会員各位

公益社団法人 東京都薬剤師会

健康サポート薬局研修「研修修了証」期限確認のお願い

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2016 年 9 月より開始した健康サポート薬局研修においては、2020 年秋より、研修修了証の更新時期を迎えることから、当会からもお知らせをさせて頂くと共に日本薬剤師会雑誌でも毎月掲載されております。

しかしながら、お手元の研修修了証の期限が切れてしまう事例が散見されているため、お手元の修了証をご確認して頂きたく、こちらの文書をお送りさせて頂きました。

お手元の修了証の有効期限を確認し、更新を希望される方は以下の条件にご留意いただき、更新申請を完了されますようお願いいたします。すでに期限が切れてしまっていた場合は、全ての研修(研修会 A、B、e-ラーニング)を再受講する必要があるございます。

なお、研修修了証を更新するためには、以下の条件を満たす必要があります。

研修修了証の有効期限の 2 年前から研修修了証有効期限の 2 ヶ月前までに薬局が所在する薬剤師会が開催する「研修会A」を受講し、更新申請を完了すること。(参考資料参照)

また、東京都薬剤師会の研修会開催日程につきましては、地区会長会、都薬雑誌、当会ホームページ等でお知らせいたしますので引き続きご留意の程お願い致します。
(地区の開催状況につきましても都薬ホームページに随時情報をアップいたします)

※健康サポート薬局研修は、複数の団体・企業が実施していますが、すべての課程において同じ研修実施団体のものを受講する必要があります。研修修了証の更新手続きについても、研修修了証の交付を受けた研修実施団体のものを受講する必要がありますので、ご注意ください。

【注意】あくまで一例です
自身の有効期限に当てはめてご確認ください

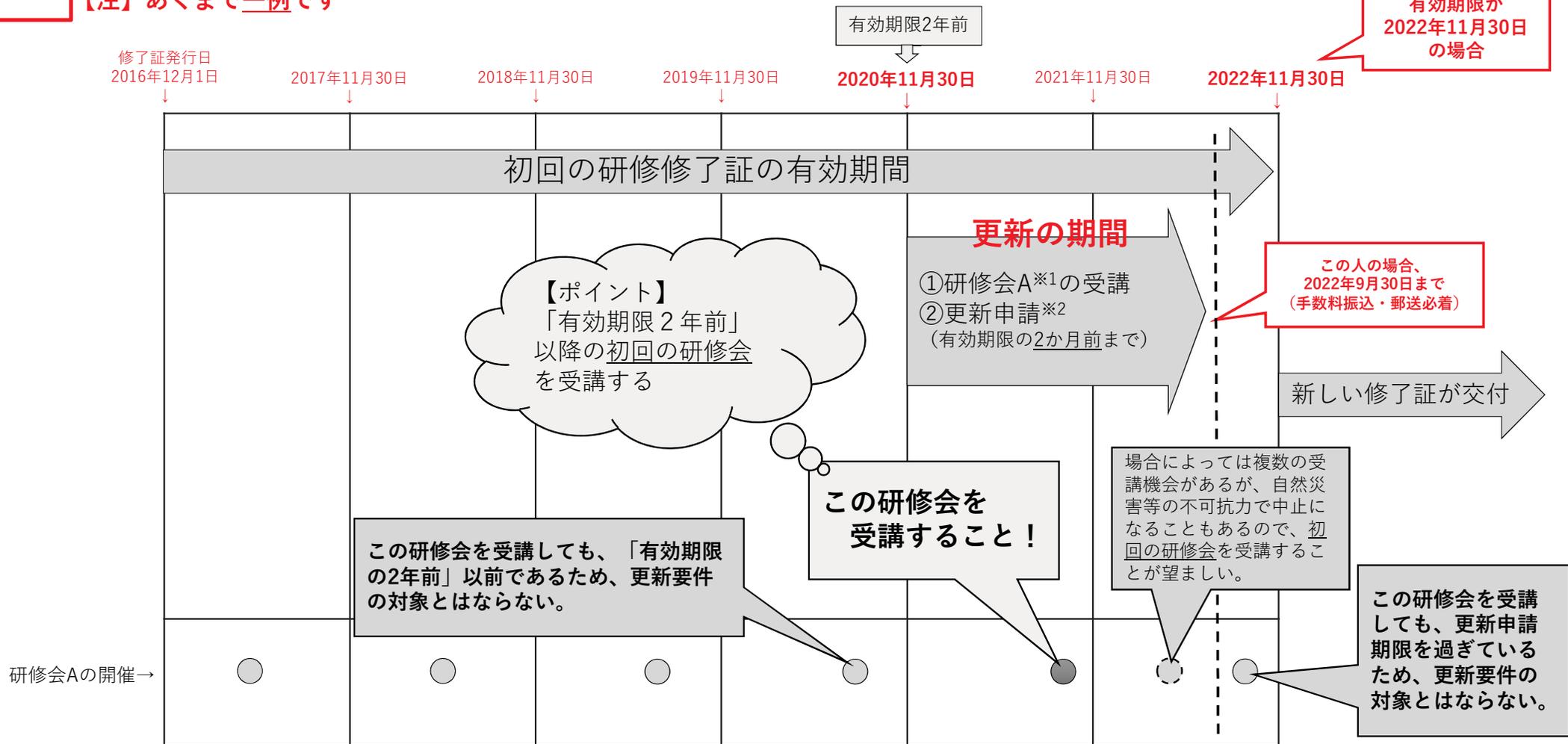
参考

例

有効期限が
2022年11月
30日の場合

健康サポート薬局研修修了証 更新スケジュール早見表

【注】あくまで一例です



※1：研修会Aは、薬局が所在する都道府県の薬剤師会が開催する研修会を受講すること。

複数の都道府県にまたがって勤務する場合など、複数県の研修修了証の更新が必要な場合は、各県で同様の手続きを行ってください。

※2：更新申請先は「公益財団法人日本薬剤師研修センター」です。同財団のホームページに申請要領と所定様式が掲載される予定です。【<http://www.jpec.or.jp/>】